

山口県奨学金返還支援制度創設奨励金 〔募集要領〕

【申請期限】

令和7年2月28日（金）必着

※郵送またはオンライン申し込み

※予算額の上限に達した場合は、同日以前に受付を締切ります。

【申請及び問合せ窓口】

山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局（コールセンター）

住 所：〒755-0151

宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク 1 1 番

開設時間：平日の午前9時から午後5時まで

（年末年始（R6.12.28～R7.1.5）を除く。）

電話番号：0836-52-9680

メー ル：info@yamaguchi-syougakuhenkan.jp

ホームページ：https://yamaguchi-syougakuhenkan.jp

山口県 奨学金返還支援制度創設奨励金

検索

留意事項

- 1 適正な申請をお願いいたします。
申請にあたっては、不正または虚偽の記載など、絶対に行わないでください。奨励金の支給後、不正や虚偽等が認められる場合は、奨励金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 提出書類は返却しません。
提出された書類は返却しませんので、写し等は各自で保存してください。
- 3 申請書類の作成には十分にご注意ください。
提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- 4 関係書類は奨励金の支給の決定を受けた日の属する山口県の会計年度終了後5年間保存してください。
- 5 宣誓・同意書の要件を確認し、署名の上、申請をお願いいたします。

本奨励金は、多数の申請を想定しています。

円滑な奨励金の支給を行う必要があるため、提出された書類や申請内容に不備や記載漏れ等がある場合、原則、修正いただくこととしています。

十分にご確認の上、ご提出願います。

1 趣旨

奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者に対し、「山口県奨学金返還支援制度創設奨励金」を支給することにより、県内中小企業等の人材確保、若者の定着促進を図ることを目的としています。

※ 奨学金返還支援制度とは、奨学金を返還する従業員等に対して、事業者が返還額の全部又は一部を補助するために、手当等として支給する制度（手当等支給）又は事業者が従業員等に代わって奨学金の貸与団体に対して直接返還する制度（代理返還）をいいます。

※ 代理返還を導入する場合は、事業者とそれぞれの貸与団体との間で手続きが必要になります。詳しくは、各貸与団体（日本学生支援機構等）にお問合せください。

2 対象者

次の(1)から(5)の全てを満たす事業者が、本事業の対象者です。

- (1) 山口県内に本社を有し、別紙に定める中小企業等の定義に該当すること、または、山口県が実施する「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」に登録していること、若しくは「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定を受けていること。
- (2) 奨学金返還支援制度を令和6年4月1日以降に新たに創設し、5年以上継続して実施すること（奨学金返還支援制度を就業規則に定め、令和6年4月1日以降に施行したこと、又は施行するもの）。
- (3) 「やまぐちジョブナビ」に登録し、奨学金返還支援制度を導入していることを明示した求人情報を掲載していること。
- (4) 山口県ホームページ等で事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容等を公表することに同意すること。
- (5) 次のイからチまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体（これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人）
 - ロ 奨励金の支給を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体
 - ニ 従業員等に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
 - ホ 県税を滞納している者
 - ヘ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ト 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者である者

3 支給金額

60万円

4 採択予定件数

90社

5 申請手続きの概要

(1) 受付期間

令和6年6月17日(月)～令和7年2月28日(金)【必着】

※予算額に達した場合、期間内でも申請受付を締め切り

(2) 提出書類

○支給申請書(第1号様式)

○宣誓・同意書(第1号様式の2)

○労働基準監督署長へ提出した就業規則等の写し

※ 労働基準監督署長へ届出する際返却される、受付印を押印された書類、又は、電子申請をした際受け取れる受付印がついた控え

○「やまぐちジョブナビ」に掲載された求人情報の写し

※ ホームページ画面のスクリーンショット等「やまぐちジョブナビ」の掲載が確認できる写し

○振込先口座を確認できる書類

※ 振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)がわかるもの

※ 当座番号・ネット銀行の場合は、当座勘定照合表や残高証明書、若しくは、口座内容が確認できる写しを提出してください。

(3) 申請方法

郵送又はオンラインで申請してください。

【郵送での申請方法】

- ✓ 申請書類を下記の URL からダウンロードし、印刷してください。
<https://yamaguchi-syougakuhenkan.jp>
- ✓ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

<書類提出先> 〒755-0151
宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番
山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局

【オンラインでの申請方法】

- ✓ 下記の URL の手続きのフォームから申請してください。
<https://yamaguchi-syougakuhenkan.jp>
- ✓ 入力フォームに必要事項を入力し、添付書類を電子ファイルとして添付してください。添付できる電子ファイルは、エクセル、ワード、PDF、画像（JPEG・PNG）で、1ファイルにつき最大10メガバイトまで添付できます。
 - ※ iPhoneで撮影した写真で「HEIC」形式で保存されたものは、「JPEG」形式に変換して添付してください。
 - ※ 資料が多く、添付ファイルの欄に添付しきれない場合は、PDFにまとめる、複数枚の写真データをワードに張り付けて1つのファイルにするなど、添付ファイルの欄に収まるように申請してください。
 - ※ Windows以外のOS、ソフトで作成したファイルを添付され、事務局で確認できない場合は、Windowsで確認できるファイルへの変更をお願いしますので、ご了承ください。

申請書類に不足・不備があった場合

- 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、申請書に記載の連絡先に奨励金事務局から連絡します。
 - ※ 追加書類や修正後の書類については、「追加・修正専用の申請フォーム」より、Web を活用してご提出いただけます。ご利用については個別にご案内します。
 - ※ インターネット環境が無い方は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により送付してください。郵便物の表面には、「不足（修正）書類在中」と記載してください（提出先は 上記提出先参照）。
- 申請書類の提出が全て確認できた後、審査を行います。審査後は、申請書類は一切返却しませんので、ご了承ください。

6 申請から支払まで

(1) 申請から支払までの流れ

【申請者】奨学金返還支援制度を令和6年4月1日以降に新たに創設

- ・就業規則等の規程整備、労働基準監督署へ提出、従業員等への制度周知
- ・制度の支援対象従業員がいる場合は、従業員への支援を実施（申請後でも可）

※支援内容（金額、期間、条件等）は、制度導入事業者が自由に設定できます。

【申請者】 「やまぐちジョブナビ」に、奨学金返還支援制度を導入していることを明示した求人情報を掲載

【申請者】 奨励金の申請（郵送又はオンライン）

書類審査（申請内容不備等の場合は、訂正の上、再提出）

支給決定及び支給金額確定又は不支給の決定

（支給決定した場合）奨励金支給 [口座振込]

(2) 備考

審査の結果、申請内容が適正と認められる場合は、予算の範囲内で奨励金を支給します。

本奨励金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給決定及び支給金額確定に係る通知を発送し、本奨励金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

奨励金の支払いは、奨励金事務局より、登録のあった金融機関口座に振り込みます。

7 その他

- (1) 奨励金の支給決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が判明した時は奨励金の支給決定を取り消します。
奨励金が支給されている場合、申請者は、定められた期日までに奨励金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、山口県の指定する延滞金を支払わなければなりません。
さらに、虚偽等があった場合は、山口県の指定する加算金を支払わなければなりません。
- (2) 奨励金の支給要件を満たしていないことが判明した場合は、その旨を速やかに届け出る必要があります。届出をされる方は、奨励金事務局までご連絡ください。
- (3) 奨励金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、山口県は、申請者の活動状況等に関する調査等を実施することがあります。
- (4) 個人情報について、奨励金の審査・支給に関する事務に必要な限りにおいて、山口県が事務委託している事業者と共有する場合があります。
- (5) 本奨励金は、事業者が奨学金返還支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありません。

別紙

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業(自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑫ 財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者